

令和5年度（令和4年分相当）市民税・県民税申告書
（上場株式等の所得に関する課税方式選択申出書）

納税義務者	1月1日現在の住所	小山市
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	

市民税・県民税（以下「市県民税」という。）の特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に対する課税について、所得税とは異なる課税方式を次のとおり選択します。

1 確定申告した(予定を含む。以下同じ。)上場株式等の配当・譲渡所得は、次のとおりとなります。

確定申告した上場株式等の所得		市県民税の特別徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税を含む。）と市県民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）。
（注意）上記の表の市県民税の特別徴収税額の記載誤りなどにより、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市県民税を課税することがあります。

2 市県民税の申告について、該当する箇所に☑してください。

【上場株式等の配当所得等について】

- 上記の確定申告した上場株式等の配当所得等について、市県民税では申告しません。
- 上記の確定申告した上場株式等の配当所得等について、市県民税では次のとおり申告します。

市県民税で申告する上場株式等の所得		市県民税の特別徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円

【上場株式等の譲渡所得等について】

- 上記の確定申告した上場株式等の譲渡所得等について、市県民税では申告しません。
- 上記の確定申告した上場株式等の譲渡所得等について、市県民税では次のとおり申告します。

市県民税で申告する上場株式等の所得		市県民税の特別徴収税額	
上場株式等の譲渡所得等		円	円

（注意事項）

- この申告書の申告期限は、市民税・県民税納税通知書が到達するまでです。
- 市県民税で申告不要制度を選択した場合、市県民税で配当割額控除、譲渡所得割額控除の適用はありません。
- 納税通知書の到達後に課税方式を変更することはできません（過年度分も同様です。）。
- 特定口座に受け入れた所得であっても、市県民税があらかじめ特別徴収されていない所得は申告不要にできません。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得を申告不要とすることはできません。
- 所得税と市県民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除や外国税額控除、譲渡所得の繰越損失等について、所得税と市県民税で控除額等に差異が生じる可能性があります。

この下の欄には記入しないでください。（事務処理欄）